

れいほく事務だより

H30年12月 日
嶺北地域学校事務支援室No.4

扶養控除申告書…H31年分の申告です。

1月8日 朝 ×切厳守



＜留意点＞ ※※※※※※ ※※※※※※ ※※※※※※ ※※※※※※ ※※※※※※ ※※※※※※

★マイナンバーは、記入しない。 ※新たに登録・追加の場合は、申告書に記入する。

★新たに“非居住者（国外居住親族）”がいる場合、下記の書類等が必要。

「親族関係書類」：戸籍謄本、出生証明、婚姻証明書、外国政府等が発行の氏名・生年月日・住所が明記の書類

「送金関係書類」：金融機関～国外へ支払った証明、クレジットカードの利用明細書（購入物品や送金）ほか

※上記を提出済で異動がない場合は、**申立書のみ提出するとOK。**

★配偶者（特別）控除額に気をつけて、抜かりないようにお願いします。

・職員が1000万円以上の所得収入者は、受けられない

・所得額38～85万円以下の配偶者は、申告書への記入が必要



※※※変更や間違い、記入もれなどはありませんか？※※※

1. 氏名・住所、所属名・コード、扶養親族等記載内容について

※変更・訂正がある時 = 高知市本町~~3-6-27~~ 2線をひき訂正印

2. 扶養親族（A・B欄に該当者）がいる時

・給与 →年間収入額103万円以下の場合・・・収入見込み額をすべて記入

・その他の所得 →所得の種類と見込み額を記入 0円は“0”と記入

「アルバイト収入」「国民年金」「農業所得」などと具体的に記入

・住所、居所は正確にすべてを記入

扶養親族が別居している時 = 16歳未満についても同様

扶養手当や共済の認定がされている場合は、氏名の左側に赤 **○** を。

その他の人・・・申立書必要（様式は事務まで声がけをしてください）

S25.1.1 以前生まれの老人扶養親族→「老」、 H9.1.2～13.1.1→「特」

3. その他ぬかりやすい点

・世帯主の氏名、続柄（本人も必ず必要）

・D欄 全て記入 右端⇒他の所得者の住所・勤務先

・16歳未満(H16.1/2 以後生まれ)の扶養親族欄 全て記入し、見積額もお忘れなく

来年中に就職予定の家族や事業所得者は、

今回除く ⇒ 翌年に確定申告をする

収入とは：源泉徴収額（所得税 等）や社会保険料等を差し引く前の額です。

所得とは：収入から必要経費を差し引いた額です。



※お気づきの点、わかりづらい所など事務まで遠慮なく、お聞きください。



特別休暇

★1月から「特別休暇承認簿」が更新！

人間ドックや看護休暇などを1月以降に取得する方は、新しい特休簿に記入をお願いします。
(看護休暇、短期介護休暇の場合は「管理簿」も必要です。)

体調を崩しやすい季節です。自己管理と家族の健康にも要注意！

以下の特別休暇も管理職と相談の上、ご活用ください。



看護休暇

	対象者	日数等		内容	
ア	小学就学の始期に達するまでの子	1人	暦年5日を超えない範囲内	他に看護者がいる場合でも取得可	・負傷疾病等の事由 ・予防接種、健康診断
		2人以上	暦年10日を超えない範囲内		
イ	配偶者 二親等以内の血族・姻族 (※)	暦年5日を超えない範囲内		他に看護者がいない場合	・負傷疾病等の事由 ・予防接種・健康診断は×
ウ	中学就学の始期に達するまでの子	ア又はイの期間すべて取得後、中学入学までの子を看護する場合、更に2日の範囲内での取得が可能			

(※) 父母・上記アを除く子(小学生以上)・祖父母・孫・兄弟姉妹

短期介護休暇

負傷疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護(要介護者)

対象者	日数等		内容	
配偶者・二親等以内の血族及び姻族 事実上婚姻関係にある者の父母及び子、配偶者の父母の配偶者	1人	暦年5日を超えない範囲内	他に介護可能な家族がいても可能	・要介護者の介護 ・要介護者の通院等の付添 ・要介護者の介護サービスを受けるために必要な手続きの代行 ・その他要介護者の必要な世話をを行う場合
	2人以上	暦年10日を超えない範囲内		

福利厚生事業を
利用しましょう



皆さんは共済組合や教職員互助会の給付事業・福利厚生事業(ベネフィット・ステーション)などを活用していますか？

「福利高知 Vol.120(平成30年11月15日発行)」にもお得な情報が載っているので是非参考にしてくださいね！

教職員互助会の給付事業

♡出産祝金 ♡結婚祝金
♡傷病見舞金 ♡銀婚祝金(申請をお忘れなく！) etc...

ベネフィット・ステーション

♡映画観賞券(1,300円) ♡RIZAP 入会金無料
♡テーマパーク、観光施設割引 ♡旅行・ホテル優待 etc...

映画